

シルバー人材センターへの支援を求める意見書の提出について

シルバー人材センターへの支援を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 3 年 1 0 月 5 日提出

提出者	秦野市議会議員	野々山	静	香
賛成者	同	中村	英	仁
同	同	佐藤	文	昭
同	同	川口		薫
同	同	風間	正	子
同	同	阿蘇	佳	一
同	同	諸星		光

提案理由

令和 5 年 1 0 月に「適格請求書等保存方式」が導入された後においても、シルバー人材センターが引き続き地域に密着した就業機会を提供し、高齢者の社会参加の促進などに貢献するため、シルバー人材センター事業の推進に当たり必要な補助金の確保と、事務局体制を維持し、安定的な事業運営を可能とするために必要な措置等を講じることについて、国に意見書を提出するものであります。

シルバー人材センターへの支援を求める意見書

我が国においては、人生100年時代を見据え、高齢者雇用を促進し、働く意欲のある高齢者がその能力・経験を生かして年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会の実現が求められている。

シルバー人材センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化につなげるとともに、医療や介護にかかる費用の削減に貢献している。

さらに、シルバー人材センターにおいては、人手が不足する分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められており、果たす役割の重要性と地域社会からの期待は一層大きなものとなっている。

新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大という未曾有の事態にあっても、国の施策の実現や地方自治体及び地域社会の期待に応えるべく、シルバー人材センターにおいては、女性会員を含む会員拡大を推進しているところである。しかし、令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」により、シルバー人材センターは会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担し、納税する必要が生じるが、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則から新たな税負担に対する財源はない。また、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしている会員に対して、インボイス制度をそのまま適用することは、高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。よって、インボイス制度の導入がシルバー人材センター事業に及ぼす影響は極めて大きく、当該制度の導入後も安定的な事業運営が可能となるよう、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- 1 令和4年度予算において、シルバー人材センター事業を推進していくために必要な、センターに対する補助金を確保すること
- 2 シルバー人材センターにとって新たな税負担が生じることは、運営上の死活問題であり、存続の危機である。インボイス制度導入後も、シルバー人材センターにおいて、事務局体制を維持し、安定的な事業運営が可能となるよ

う、必要な措置等を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣
財務大臣

秦野市議会議長 小菅基司